

長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針

長野市一般廃棄物処理実施計画における「長野市一般廃棄物収集運搬業許可方針」を以下のように定める。

- 1 本市を除く長野広域連合市町村の一般廃棄物収集運搬業許可を有しており、同市町村の一般廃棄物（可燃ごみ）を本市にある一般廃棄物処理施設まで収集運搬し、処分することが必要である場合
- 2 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定により、本市以外の市町村で収集した特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所まで運搬する場合
- 3 本市又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合
- 4 本市又は既存の許可業者の処理方法以外で一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合
- 5 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有している場合で、個人が法人化する場合又は法人同士が合併する場合（ただし、現在保有している許可品目に限る）
※許可申請後であれば、事業範囲変更許可申請可能

新規許可を希望する民間事業者は、その事業計画について生活環境課及び廃棄物対策課と事前に協議を行い、その事業計画が本方針に該当するか確認を受けること。

附 則

この許可方針は、平成 29 年 5 月 26 日より適用する。

附 則

この許可方針は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。